

# 海南省過疎地域持続的発展計画

【令和8年度～令和12年度】

和歌山県海南省

## 目 次

1	基本的な事項	1
	(1) 地域の概況	1
	(2) 人口及び産業の推移と動向	3
	(3) 行財政の状況	5
	(4) 地域の持続的発展の基本方針	7
	(5) 地域の持続的発展のための基本目標	8
	(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	8
	(7) 計画期間	8
	(8) 公共施設等総合管理計画との整合性	8
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	9
	(1) 現況と問題点	9
	(2) その対策	9
	(3) 計画	10
3	産業の振興	11
	(1) 現況と問題点	11
	(2) その対策	12
	(3) 計画	13
	(4) 産業振興促進事項	14
	(5) 公共施設等総合管理計画との整合性	15
4	地域における情報化	16
	(1) 現況と問題点	16
	(2) その対策	16
	(3) 計画	17
5	交通施設の整備、交通手段の確保	18
	(1) 現況と問題点	18
	(2) その対策	18
	(3) 計画	19
6	生活環境の整備	20
	(1) 現況と問題点	20
	(2) その対策	21
	(3) 計画	22
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合性	23

7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	24
	(1) 現況と問題点	24
	(2) その対策	25
	(3) 計画	26
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合性	27
8	教育の振興	28
	(1) 現況と問題点	28
	(2) その対策	29
	(3) 計画	30
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合性	31
9	集落の整備	32
	(1) 現況と問題点	32
	(2) その対策	32
	(3) 計画	33
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合性	33
10	地域文化の振興等	34
	(1) 現況と問題点	34
	(2) その対策	34
	(3) 計画	34
11	地球温暖化対策の推進	35
	(1) 現況と問題点	35
	(2) その対策	35
	(3) 計画	35
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合性	35
	事業計画（令和8年度～12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	36

---

## 1 基本的な事項

---

### (1) 地域の概況

#### ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

##### ①自然的条件の概要

本市は、和歌山県の北西部に位置し、北は和歌山市・紀の川市、東は紀美野町、南は有田市・有田川町に隣接し、西は紀伊水道に面しており、面積は101.06km<sup>2</sup>です。

そのうち、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、過疎地域に指定されている下津町地域は、北に藤白山脈、南に長峰山脈が走り、西は紀伊水道に面していて、区域の中央部には東西に加茂川が流れており、面積は39.57km<sup>2</sup>と市の総面積の39.2%を占めています。

##### ②歴史的条件の概要

明治22年、町村制施行によって仁義村、加茂村、塩津村、大崎村、浜中村が発足、その後、町村制施行・改称により、昭和13年に浜中村が下津町に、昭和28年に大崎村が大崎町となりました。

昭和30年2月1日、町村合併により下津町、大崎町、仁義村、加茂村、塩津村の5町村が合併して下津町が誕生し、以来50年にわたり町村を敷いてきました。

平成17年4月1日、旧海南市と旧下津町が合併し、新たに「海南市」が誕生しました。

##### ③社会的条件の概要

下津町地域の基幹道路は地域の南北を縦貫する国道42号であり、その他に、一般県道6路線が地域の生活、産業道路として大きな役割を果たしています。

更に、現在、国道42号の渋滞緩和、災害時の交通機能を確保するため、有田海南道路の整備が進められており、令和7年6月に有田海南道路の冷水から下津町小南間が開通しました。

また、地域内を国道と並行して通っているJR紀勢本線には2駅あり、海南市中心部や和歌山市、京阪神地域と結ばれており、通勤・通学など重要な交通機関となっています。

##### ④経済的条件の概要

下津町地域の主要産業は農業であり、四季を通し温暖な気候に恵まれていることから、みかんやびわなどの果樹栽培が古くから行われています。

また、温暖な海、天然の良港に恵まれていることから、シラスや鱧、アジアカエビ、ワカメなどの水産物が水揚げされています。

しかしながら、人口減少や高齢化等による農業従事者の減少が進み、担い手不足が

課題となっています。

工業については、県の北部臨海工業地帯の一角として栄えてきましたが、現在は、橋りょう・鉄骨や衛生薬品の製造業が地元の雇用を創出しています。

#### イ 過疎の状況

市全体において、少子高齢化が進行するとともに、若年層の流出により、人口が減少しています。特に下津町地域の減少率は市全体を上回る状況にあります。

下津町地域の人口は、昭和55年の国勢調査人口17,412人から年々減少し、令和2年の国勢調査では10,506人となり、40年間で6,906人減少し、減少率は39.7%となっています。

若年層（15歳から29歳）の割合をみると、昭和55年の人口比率は19.1%を占めていましたが、令和2年には10.3%と減少しています。また、高齢者（65歳以上）の割合をみると、昭和55年の12.5%から令和2年の41.4%へと大幅に増加しています。

#### ウ 社会経済的発展の方向の概要

長年にわたり下津町地域の地域経済を牽引してきた製油所が、令和5年10月に機能停止し、雇用や税収面のほか、市内の関連企業への影響が懸念されますが、今後、SAF（持続可能な航空燃料）製造体制の構築を目指すエリアとして活用が予定されています。

基幹道路となる有田海南道路については、引き続き、有田市までの全線開通に向けて取組が進められています。

また、令和5年9月に開駅した道の駅「海南サクアス」を最大限に活用し、県外からの誘客を図り、農水産物の販路拡大、出荷者の所得向上に努めるとともに、世界農業遺産や日本農業遺産の認定を契機に、産地のブランド力を強化し、販路の拡大、販売価格の向上に加え、後継者の育成に努める必要があります。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

### ア 年齢階層別人口の推移と今後の見通し

令和2年国勢調査による本市の人口は48,369人、うち下津町地域の人口は10,506人で、本市全体に占める下津町地域の人口は21.7%となっています。

平成17年の合併後も減少が続き、合併後の令和2年までの15年間における減少率は、市全体で16.2% (9,375人の減) に比べ、下津町地域は25.1% (3,518人の減) と高い値を示しています。

下津町地域の人口を年齢構成別にみると、表1-1 (1) のとおり少子高齢化が進行しており、令和2年国勢調査では、0歳から14歳まで (年少人口) が7.9%、15歳から64歳まで (生産年齢人口) が50.7%、65歳以上 (老年人口) が41.4%となっており、今後も人口減少、高齢化が続くものと想定されます。

### イ 産業構造及び各産業別の現況と今後の見通し

産業別就業人口比率は、令和2年国勢調査によると、海南市全体では第一次産業が8.7%、第二次産業が25.6%、第三次産業が64.2%となっています。

第一次産業については、8.7%のうち8.5%が農業であり、ほぼ農業が第一次産業を占めています。下津町地域の主産業である農業は、人口減少や高齢化等による従事者の減少や後継者・担い手不足により、今後も就業人口の割合は減少傾向が続くものと推測されます。

第二次産業についても、令和2年が25.6%であり、年々減少が続いています。本市では利用可能な平坦地が少なく、今後も大きな企業の進出は見込めないため、就業人口の割合は現状維持か少しずつ減少する状態で推移するものと思われます。

一方、第三次産業については、産業構造の変化などにより、就業人口の割合が年々増加し、令和2年には64.2%となり、今後も増加傾向で推移すると予測されます。

表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

## 【下津町地域】

区 分	昭和	平成		平成		平成		令和	
	55年	2年		17年		27年		2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 17,412	人 15,794	% △9.3	人 14,024	% △11.2	人 11,742	% △16.3	人 10,506	% △10.5
0歳～ 14歳	3,839	2,696	△29.8	1,753	△35.0	1,094	△37.6	821	△25.0
15歳～ 64歳	11,400	10,470	△8.2	8,392	△19.8	6,300	△24.9	5,313	△15.7
うち 15歳～ 29歳(a)	3,331	2,882	△13.5	1,963	△31.9	1,362	△30.6	1,083	△20.5
65歳以上(b)	2,172	2,626	20.9	3,877	47.6	4,330	11.7	4,338	0.2
(a)/各層の合計 若年者比率	19.1%	18.2%	—	14.0%	—	11.6%	—	10.3%	—
(b)/各層の合計 高齢者比率	12.5%	16.6%	—	27.6%	—	36.9%	—	41.4%	—

## 【海南市 (下津町地域を含む)】

区 分	昭和	平成		平成		平成		令和	
	55年	2年		17年		27年		2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 69,942	人 64,390	% △7.9	人 57,744	% △10.3	人 51,860	% △10.2	人 48,369	% △6.7
0歳～ 14歳	14,777	10,562	△28.5	7,144	△32.4	5,659	△20.8	4,867	△14.0
15歳～ 64歳	45,953	42,857	△6.7	34,618	△19.2	28,330	△18.2	25,370	△10.4
うち 15歳～ 29歳(a)	12,887	11,521	△10.6	7,953	△31.0	6,149	△22.7	5,400	△12.2
65歳以上(b)	9,141	10,969	20.0	15,813	44.2	17,625	11.5	17,720	0.5
(a)/各層の合計 若年者比率	18.4%	17.9%	—	13.8%	—	11.9%	—	11.3%	—
(b)/各層の合計 高齢者比率	13.1%	17.0%	—	27.4%	—	34.1%	—	36.9%	—

※年齢不詳があるため、各層の合計と総数は必ずしも一致しません。

表1-1 (2) 人口の見通し (第4次海南市総合計画)

【海南市 (下津町地域を含む)】

区 分	令和 12年	令和 22年		令和 32年		令和 42年	
	推計	推計	増減率	推計	増減率	推計	増減率
総 数	人 41,022	人 34,160	% △16.7	人 28,027	% △18.0	人 22,378	% △20.2
0歳～ 14歳	3,510	2,749	△21.7	2,230	△18.9	1,659	△25.6
15歳～ 64歳	20,757	15,817	△23.8	12,174	△23.0	9,723	△20.1
65歳以上 (b)	16,755	15,594	△6.9	13,623	△12.6	10,996	△19.3
(b)/総数 高齢者比率	40.8%	45.6%	—	48.6%	—	49.1%	—

### (3) 行財政の状況

本市では、これまで合併特例債など交付税措置の高い有利な地方債を活用し、道路などの社会資本整備や生産基盤整備、福祉施設整備、観光振興、産業振興などを図ってきましたが、高度経済成長期に整備されたインフラ社会資本が耐用年数を迎え、今後は、維持、修繕、改修費用が増加していく見通しです。

このため、職員数の削減及び給与制度の見直し、組織体制の見直しのほか、行政改革や財政の健全化に取り組んできましたが、今後も人口減少や少子高齢化が続く中で、物価高騰の影響などにより、厳しい行財政運営が続くと予想されます。

引き続き、事業の見直しや業務の改善・効率化、公共施設の集約化・複合化等を進めるとともに、ふるさと納税制度などを活用した財源の確保に努め、持続可能な行財政運営に取り組めます。

表1-2 (1) 財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額A	22,883,682	24,418,628	31,121,857
一般財源	14,349,808	14,678,883	14,570,305
国庫支出金	3,174,500	2,916,392	9,250,305
都道府県支出金	1,558,983	1,658,073	1,713,724
地方債	2,669,500	2,686,900	3,233,700
うち過疎対策事業債	—	—	—
その他	1,130,891	2,478,380	2,353,823
歳出総額B	22,486,328	23,466,046	30,393,869
義務的経費	11,520,854	12,753,861	11,703,250
投資的経費	3,038,471	2,511,636	4,284,092
うち普通建設事業	3,014,995	2,487,390	4,255,834
その他	7,927,003	8,200,549	14,406,527
過疎対策事業債	—	—	—
歳入歳出差引額C (A-B)	397,354	952,582	727,988
翌年度へ繰越すべき財源D	67,561	76,223	144,242
実質収支 C-D	329,793	876,359	583,746
財政力指数	0.64	0.58	0.55
公債費負担比率	19.3	23.1	17.4
実質公債費比率	—	9.9	6.8
起債制限比率	13.7	—	—
経常収支比率	91.2	91.7	99.5
将来負担比率	144.3	101.8	85.4
地方債現在高	29,940,377	31,992,675	34,155,519

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2 年度末
市道改良率 (%)	—	—	36.0	38.2	41.5
市道舗装率 (%)	—	—	95.5	93.6	95.8
農道延長 (m)	—	—	—	140,168	136,163
耕地1ha当たり農道延長 (m)	—	—	—	54.3	60.5
林道延長 (m)	15,134	15,134	15,134	15,134	15,134
林野1ha当たり林道延長 (m)	4.3	3.8	3.8	3.8	3.9
水道普及率 (%)	—	—	85.1	95.9	98.2
水洗化率 (%)	—	—	—	52.2	72.2
人口千人当たり病院、診療所の 病床数 (床)	—	—	—	8.1	8.2

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

平成17年4月の新市発足後、特に防災対策、道路整備、子育て支援を重点施策として位置づけるとともに、旧市町のそれぞれの個性、地域資源を活かしたまちづくりを推進し、次の世代に引き継いでいく活力ある地域づくりと新たな人の流れづくりを進めてまいりました。

今後、これまでの取組の成果を発展させ、もっと住みやすく、安全・安心で、活力あるまちづくりをさらに進めるためには、DX推進、地域福祉の充実、地域経済の活力維持や高まる災害リスクへの備えなど、多くの諸課題に柔軟・適切に対応していくとともに、誰もが地域への愛着と未来への希望をもてるまちづくりをさらに前進させる必要があります。

本格的な少子高齢化・人口減少社会の到来にしっかりと向き合いながらも、まちに活気があふれ、心豊かに、誰もが安全に安心して暮らせるまちの実現に向け、引き続き「元気 ふれあい 安心のまち 海南」を実現するための施策に取り組みます。

下津町地域では、にぎわいの拠点として定着している道の駅「海南サクアス」を活用した農水産業の振興や世界農業遺産認定を契機とした産地のブランド力の強化、下津町地域のこども園化の検討や(仮称)下津中学校整備事業などの保育・教育環境の整備充実、さらに下津消防署の移転整備などの防災・減災対策の推進など、より一層の地域活性化に向けた取組を進めます。

## (5) 地域の持続的発展のための基本目標

全国的に人口減少、少子高齢化が進む中であって、将来にわたってまちの活力や生活利便性等を維持・確保していくための取組を展開することにより、人口減少のスピードを緩やかに留め、国立社会保障・人口問題研究所が推計した「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」における推計値（本計画期間終期である令和12年の本市の人口概ね41,000人、下津町地域で概ね8,900人）よりも人口が増加していくことを目標とします。

## (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価については、毎年度、各分野の有識者等の意見を伺う機会を設けるものとします。

## (7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

## (8) 公共施設等総合管理計画との整合性

本計画の全ての公共施設等については、平成29年3月に策定した「海南市公共施設等総合管理計画」に掲げる基本目標「将来人口や財政状況を見据えた健全な都市経営を行いながら、公共施設等の更新とサービス水準の維持を図ります。」という考え方を踏まえ、基本原則「施設総量（床面積）の最適化」「施設の適正な維持管理」「トータルコストの最小化」に則り、マネジメントに取り組むこととします。

---

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

---

### (1) 現況と問題点

- ・市域全体の社会動態の推移をみると、転出者数が転入者数を上回る社会減の状況となっていますが、令和4年度以降、社会減が縮小（改善）された状況となっています。
- ・年齢別の転出入の状況をみると、0歳～9歳及び30歳～49歳は転入超過となっていますが、20歳～29歳は大幅な転出超過となっています。
- ・全国的に働き手不足が課題となる中、本市においても若年層が市外で就職し、転出するケースが多いことから、地元企業等の認知度向上や地元産業への愛着の醸成を図るなど、若年層に向け、地元就職の魅力をPRしていく必要があります。
- ・下津町地域の交流人口や関係人口の創出も視野に、ターゲットを絞ってプロモーション・情報発信していく必要があります。

### (2) その対策

- ・若年層に対し、地元企業等の認知度向上や地元産業への愛着醸成を図るための取組を強化します。また、新卒者をはじめ、U・I・Jターン就職など、市外に進学した学生や移住希望者等に対し、ハローワークなどと連携した就職セミナーを実施するなど、地元企業等への就職促進に取り組みます。
- ・地元企業等の就職情報や本市の雇用促進施策について、ホームページやSNS等を活用した情報発信を強化し、U・I・Jターンを促進します。
- ・様々なメディア等を通じて効果的な情報発信・プロモーションを展開するとともに、スマートフォンを多用する若年層への情報発信により、本市の豊かな地域資源や充実した子育て環境など、地域の魅力についての関心を高めます。
- ・地域に住み続ける「良さ」を再認識していただくとともに、シビックプライドの醸成を図り、市民が共感するきっかけづくりに取り組みます。
- ・地域資源や本市の強みである「住みやすさ」などについて、積極的にプロモーションし、本市のイメージ向上を図り、移住・定住の促進や交流人口・関係人口などの創出・拡大を図ります。
- ・状態の良い空家について、利活用の促進に努め、移住定住につなげます。

### (3) 計画

#### 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1 移住・定 住・地域間交 流の促進、人 材育成	(4)過疎地域持続的 発展特別事業  移住・定住	新卒就職マッチング事業	市	若年層に対して地元企業等の 情報を発信し、地元企業等への 就職促進及び定住人口の増加 を図る。
		市内企業就職促進事業	市	奨学金を借り入れた学生に対 し、地元産業界と協力して返還 を支援し、地元企業等への就職 促進及び定住人口の増加を図 る。
		移住定住促進事業	市	都市部から本市へ移住する者 に対し、補助、支援を行い、移 住・定住を促進する。
		シティプロモーション推進事 業	市	本市の魅力や「住みやすさ」を 積極的に情報発信し、移住・定 住の促進、交流人口・関係人口 の創出・拡大を図る。
		空家リフォーム工事補助事業	市	市外から移住し、居住目的で空 家のリフォーム工事を行う場 合の費用を補助し、空家の利活 用及び移住・定住を促進する。
		空き家バンク事業	市	空家の所有者と利用希望者の マッチングを行い、移住・定住 を促進する。
		地域おこし協力隊事業	市	移住して地域協力活動を行う 方を募集し、移住・定住者の増 加を図る。
	その他	みかん・お菓子の振興事業	市	歴史的・文化的資源を広く発信 し、交流人口・関係人口の創出・ 拡大を図る。

---

### 3 産業の振興

---

#### (1) 現況と問題点

##### ア 農業・水産業

- ・本市の農業は、四季を通し温暖な気候に恵まれていることから、みかんやびわなどの果樹栽培が古くから行われています。
- ・本市の水産業は、温暖な海、天然の良港に恵まれていることから、シラスや鱧、アジアカエビ、ワカメなどの水産物が水揚げされています。
- ・人口減少や高齢化による農業従事者の減少が進み、担い手不足や耕作放棄地の増加が問題となっています。
- ・高齢化等により漁業従事者の減少が進む中、漁獲量も減少しています。
- ・農業用施設の整備やほ場整備により、農業の効率化及び生産性向上を図るとともに、担い手不足の解消や定着支援、農業の効率化、省力化等に取り組む必要があります。
- ・農業を持続的に発展させるためには、農作物の高品質・高付加価値化やブランド化のほか、販路の拡大、販売価格の向上につなげていく必要があります。
- ・世界農業遺産「有田・下津地域の石積み階段園みかんシステム」及び日本農業遺産「下津蔵出しみかんシステム」の認定を契機に、誇るべき農業システムを広く市内外に周知・PRし、次世代に継承していく必要があります。
- ・イノシシ、シカ、アライグマ及びアナグマによる農作物への被害が発生しているため、更なる被害の拡大防止に取り組む必要があります。

##### イ 商工業

- ・原油や資材等の価格高騰が長引く中、本市産業の中核を担う中小企業の経営は厳しい状況が続いており、企業の経営基盤の安定化を図るために設備投資等に対する支援を継続する必要があります。
- ・地域経済の活性化につなげるため、引き続き、企業誘致の取組を継続する必要があります。

##### ウ 観光

- ・道の駅等を利用する観光客等に対して本市の魅力をPRするため、物産販売や観光情報の発信についてさらに強化する必要があります。
- ・みかん・お菓子発祥の地や熊野参詣道（紀伊路）、国宝建造物、日本遺産、世界農業遺産など、本市独自の魅力を活かした観光客の誘客を図るとともに、本市を訪れる観光客の客層やニーズを分析し、効果的に観光施策や情報発信に反映させる必要があります。
- ・県内にはインバウンドをはじめ、多くの観光客が訪れる観光地が存在することから、

本市への誘客に取り組む必要があります。

- ・状況変化に合わせた観光施設の整備を行う必要があります。

## (2) その対策

### ア 農業・水産業

- ・新規就農者を確保し、定着するよう支援するため、関係機関で組織する産地受入協議会を活用します。また、幅広い人材を確保するため、農地情報の収集・提供体制を強化し、企業の農業参入の推進及び法人化を検討する農業者への支援に取り組むことで、持続可能な地域農業を目指します。
- ・市が主体となって実施する農地中間管理事業において、デジタル技術を活用しながら、耕作放棄地の見える化に取り組むとともに、借り手と貸し手を効率的にマッチングすることで農地の流動化、集積化を図り、耕作放棄地対策に取り組みます。
- ・農業の生産性の向上を図るため、農業用施設の整備やほ場整備などの基盤整備を推進します。
- ・新規漁業就業者の初期投資の負担を軽減し、定着するよう支援します。
- ・漁港施設の整備と適切な維持管理により、施設の機能保全を図ります。
- ・世界農業遺産・日本農業遺産の認定を契機に、産地のブランド力の強化や本市の農業の魅力発信に取り組むことで、販路の拡大、販売価格の向上に加え、後継者の育成を図ります。
- ・道の駅「海南サクアス」を最大限に活用し、県外からの誘客を図るとともに、農水産物の販路拡大、出荷者の所得向上に努めます。
- ・みかんキャンペーンとして、引き続き全国各地の主な出荷先に対して販売促進活動に取り組めます。
- ・農業の効率化・省力化によるコスト縮減や生産力向上を図るため、スマート農業技術導入への支援などについて検討します。
- ・有害鳥獣による農作物への被害状況に応じた捕獲対象鳥獣の指定や捕獲方法を検討するとともに、引き続き、防護柵・電気柵設置の推進、狩猟者の確保に取り組めます。

### イ 商工業

- ・中小企業者の生産性向上と経営基盤の安定化を図るため、本市産業の中心となる製造業の設備投資や新商品開発、特許取得等に対する支援を行います。
- ・本市への企業立地や事業規模の拡大を図るため、事業用施設の新設・増設を行う企業等を支援することで企業誘致の推進を図るとともに、未利用地等の利活用に取り組めます。
- ・新規創業者への支援として、起業に関するセミナーの開催や創業時の初期投資に対する支援を行います。

## ウ 観光

- ・道の駅「海南サクアス」を起点として、市内の周遊につながる取組や情報発信に努めます。
- ・観光客の現状やニーズ、観光情報の発信効果等の分析を行った上で、本市独自の魅力をさらに掘り下げ・磨き上げるとともに、国内旅行者はもとより、海外からの誘客を意識し、本市の各観光スポットへの誘客を図り、交流人口・関係人口の創出に努めます。
- ・高野山や白浜など県内の主要観光地へのアクセスが良好な立地を活かし、本市を含めた広域的な観光圏の誘客に取り組むとともに、本市を訪れるきっかけとなる周遊ルートの発信や新たな観光資源の掘り起こしを行います。また、観光施設の利用促進を図るため、ICTの進展など、今後の社会情勢を見据えた整備を検討し、外客の増加につなげます。

## (3) 計画

### 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
2 産業の振 興	(1)基盤整備  農業	県営農業基盤整備促進事業	県	
		ほ場整備事業	市	
		農道等維持補修事業	市	
	(2)漁港施設	漁港施設整備事業	市	
	(9)観光又はレクリ エーション	観光施設整備事業	市	
(10)過疎地域持続的 発展特別事業 第1次産業		新規就農者支援事業	市	新規農業参入者のサポートに努め、農業経営を支援し、後継者・担い手不足の解消を図る。
		新規漁業就業者支援事業	市	新規漁業就業者の初期投資の負担を軽減し、定着するよう支援し、後継者・担い手不足の解消を図る。
		農地中間管理事業	市	農地の借り手と貸し手のマッチングを行い、農地の利用促進及び耕作放棄地の減少を図る。
		農業遺産推進事業	市	世界農業遺産・日本農業遺産の認定を契機にPRを行い、販路の拡大、販売価格の向上を図る。

		地域ブランド推進事業	市	生産者・出荷組合等の農業関係者が行う主要市場でのPR活動に対する補助を行い、しもつまかんの知名度を上げ、消費拡大を図る。
		スマート農業推進事業	市	ICTやロボット技術等を活用し、農業の効率化・省力化によるコスト削減や生産力向上を図る。
		有害鳥獣対策事業	市	有害鳥獣の捕獲に取り組むとともに、狩猟免許取得費用や防護柵の購入費用に対する補助を行い、農作物被害の軽減を図る。
	商工業・6次産業化	中小企業設備投資促進事業	市	新たな設備の取得に係る経費の一部を補助し、中小企業の生産性向上と経営基盤の安定化を図る。
		創業支援事業	市	希望者に支援を行い、創業件数増加と事業を継続的なものとし、地域経済の活性化及び雇用の創出を図る。
	観光	店舗リフォーム工事補助事業	市	店舗のリフォームに対する補助を行い、市内の小売店やサービス事業者等の集客力の強化や職場環境の向上を図る。
		道の駅運営事業	市	特産品や観光資源を活かして人を呼び込み、地域経済の活性化及び交流人口・関係人口の創出を図る。
	企業誘致	みかん・お菓子の振興事業（再掲）	市	歴史的・文化的資源を広く発信し、交流人口・関係人口の創出を図る。
		企業立地促進事業	市	市内に施設を新設等する事業者に対し、助成を行い、本市における企業の立地及び事業規模の拡大並びに雇用の促進を図る。

#### (4) 産業振興促進事項

##### (i) 産業振興促進事項

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
下津町地域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

産業振興促進を行うに当たっては、上記(2)(3)のとおり取り組むこととし、近隣市町との連携に努めます。

## (5) 公共施設等総合管理計画との整合性

海南市公共施設等総合管理計画の基本目標及び基本原則を踏まえ、令和2年9月に策定した海南市公共施設個別施設計画において、「各施設の状態(劣化・損傷の状況や要因等)、当該施設が果たしている役割、機能、利用状況など施設特有の事項を考慮する必要があります。」と対策の基本的な考え方を定めています。

(3) 計画の事業計画における公共施設等の整備は、上記の対策の基本的な考え方を踏まえて推進するものです。

---

## 4 地域における情報化

---

### (1) 現況と問題点

- ・本市のマイナンバーカード保有率は8割を超え、健康保険証としての利用やコンビニでの証明書取得等に利用されており、今後も広く活用が予想されます。
- ・令和7年10月から、スマートフォンとマイナンバーカードで証明書を取得できるオンライン申請が開始されています。
- ・ICTやAIをはじめとするデジタル技術は急速に進展しており、デジタルに慣れている人とそうでない人の格差（デジタルディバイド）の問題が顕在化するとともに、情報セキュリティに関する様々なリスクも複雑化しています。
- ・デジタル技術やデータを市民目線に立ちながら効果的に活用し、健康・福祉面等でのサービスや、自治会など地域コミュニティの課題改善につなげるとともに、行政サービスの利便向上や事務効率化を積極的に推進する必要があります。
- ・農業分野における担い手の減少・高齢化の進行などによる労働力不足の課題解決のための手段として、ICTやロボット技術を活用し、作業の効率化や品質向上を実現するスマート農業が注目されています。
- ・SNSを電子回覧板として活用するなど、自治会活動へのデジタルツールの導入が、自治会運営の負担軽減策のひとつとして、期待されています。

### (2) その対策

- ・市民の更なる利便性向上を図るため、マイナンバーカードの保有率向上、サービス改善に努めるとともに、関係機関と連携し、安全・安定的な運用に努めます。
- ・対面や書面での確認が不要な行政手続きについて、マイナポータルや汎用電子申請システムの活用によりオンライン化を進め、将来的には、市役所の窓口に行かなくても各種行政手続きができる「デジタル窓口」の拡大を目指します。
- ・個人情報保護に十分配慮しながら、デジタル社会の進展に適切に対応します。
- ・引き続きICTを活用し、学校教育の質の向上に取り組みます。
- ・スマート農業技術の導入支援や電子回覧板、電子決済等の導入に向けた検討を進めます。

### (3) 計画

#### 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
3 地域にお ける情報化	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 デジタル技術活 用	スマート窓口推進事業	市	デジタル技術の活用により、窓 口サービスの利便性向上を図 る。
		行政手続オンライン化推進事 業	市	汎用的電子申請システム等を 活用した行政手続のオンライ ン化を推進し、行政手続に係 る市民の利便性向上を図る。
		情報セキュリティ対策事業	市	市民の財産とプライバシー等 を守るとともに安定した行政 運営を行うため、情報セキュリ ティ研修及び外部監査を実施 し、情報セキュリティ対策の充 実を図る。
		デジタルディバイド対策事業	市	デジタル技術に不慣れな高齢 者等を対象にスマートフォンの 操作方法等に関する教室等 を実施し、情報格差の解消を図 る。
		教育DX推進事業	市	デジタル技術を活用し、児童・ 生徒の情報活用能力の向上を 図る。
		スマート農業推進事業（再掲）	市	ICTやロボット技術等を活 用し、農業の効率化・省力化に よるコスト削減や生産力向上 を図る。
		地域コミュニティDX推進事 業	市	デジタル技術を活用し、地域コ ミュニティの課題解決を図る。

---

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

---

### (1) 現況と問題点

#### ア 道路・橋りょう

- ・日常生活の利便性の向上、また、近い将来、南海トラフ地震などの大規模災害が懸念される中、早急な復旧・復興を目指す上で、国道42号有田海南道路や県道海南金屋線などの幹線道路網の早期完成が求められます。
- ・生活道路については、狭あい区間の解消に努めるなど、安全性・利便性の向上に取り組んできましたが、依然として幅員の狭い区間や改良が必要な道路が多く見られる状況です。
- ・老朽化している橋りょうの長寿命化対策など、適切な維持管理を行う必要があります。

#### イ 交通

- ・自動車を中心としたライフスタイルの中で、公共交通（コミュニティバス等）の利用者数は低迷しています。大幅な利用者増加は難しい中で、今後の更なる高齢化社会の進行とともに、通院や買い物など、自動車の運転に不安を持つ高齢者の増加が見込まれます。

### (2) その対策

#### ア 道路・橋りょう

- ・より便利な生活の実現のための道路網の形成を進めるとともに、日常はもとより、大規模災害時等に重要な役割を担う幹線道路の整備促進に努めます。
- ・整備が進む国道や県道に接続する新たなバイパス道路や既存道路の拡幅整備により、道路網の充実を図ります。
- ・市道の計画的かつ適正な整備及び老朽化した路面の改修により、安全で快適な通行を確保します。
- ・橋梁個別施設計画に基づき、定期的な点検・診断を実施し、優先度の高いものから計画的に補修します。

#### イ 交通

- ・地域での日常生活を支えるため、民間事業者による移動販売や移動手段を持たない高齢者等への支援策の検討、住民互助による移動支援の横展開に努め、これらの取組が連携・協力する支え合いの地域づくりを目指します。
- ・コミュニティバスの利用改善に努めるとともに、市内運行バスへの支援をはじめ、JR運行体制の維持・充実に向けて要望を行うほか、駅周辺環境改善に努めます。

### (3) 計画

#### 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
4 交通施設 の整備、交通 手段の確保	(1)市町村道  道路  橋りょう	道路新設改良事業	市	
		交通安全施設整備事業	市	
		橋りょう維持補修事業	市	
	(2)農道	農道等維持補修事業（再掲）	市	
(9)過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	地域公共交通協議会事業	市	コミュニティバスの運行を行い、公共交通空白地域に居住する住民の移動手段を確保する。	

---

## 6 生活環境の整備

---

### (1) 現況と問題点

#### ア 下水処理施設

- ・合併浄化槽の設置等への補助制度により、汚水処理率は年々上昇していますが、単独浄化槽や汲み取り便槽からの転換を促進する必要があります。

#### イ 廃棄物処理施設

- ・地球温暖化による気候変動が顕著となる中、脱炭素・循環型社会の形成に向けた取組として、引き続きごみの減量化、再資源化を推進するほか、老朽化が進む廃棄物処理施設について、効率的な維持管理及び整備を図る必要があります。

#### ウ 火葬場

- ・火葬業務が円滑に行えるよう、引き続き施設の長寿命化を図る必要があります。

#### エ 消防・防災

- ・計画的な消防施設・装備の充実と職員及び団員の資質向上に取り組む必要があります。
- ・人口減少、就業構造など社会情勢の変化により、消防団員の高齢化・団員の確保などへの対応が必要となっています。
- ・指令業務の共同運用については、新たな枠組により高機能消防指令システム等構築を行いました。更なる消防力の充実強化を図るため、近隣消防本部との連携・協力に取り組む必要があります。
- ・近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震をはじめ、近年、頻発化傾向にある集中豪雨などにより、災害リスクが高まる中で、防災・減災につながる基盤整備を着実に進める必要があります。また、被災後の復旧・復興段階においては、市民をはじめ市内企業・事業所等に速やかに生活再建のための支援を届けることが重要です。
- ・防災備蓄物資の充実や避難所環境の改善、避難所運営や受援体制の充実、消防や警察、自衛隊などの公的機関による「公助」における関係者間の連携を強化し、災害対応力を高める必要があります。
- ・大規模災害が発生すると、交通網の寸断などにより、市や消防、自衛隊などによる「公助」がすぐに行き届かない状況が想定されます。自主防災組織や地域の消防団が協力して助け合う「共助」、自分や家族の安全を自ら守る「自助」の力を最大限引き出す必要があります。
- ・近年は1時間に50mm前後の降雨の発生回数が増加傾向にあり、依然として浸水被害が発生している状況です。河川や排水施設等の計画的な改修・更新に努めるとともに、河川に堆積した土砂の撤去や清掃など維持管理についても、計画的に取り組む必要があ

ります。

#### オ 公営住宅

- ・更新期を迎えている市営住宅の効率的かつ円滑な更新を行い、市営住宅の需要に的確に対応するための長寿命化を図り、ライフサイクルコストを縮減する必要があります。

#### カ 公園・緑地

- ・自治会等の協力を得て、身近な憩いの場である公園・緑地の維持管理に努めていますが、高齢化等に伴い担い手不足の傾向にあります。

## (2) その対策

#### ア 下水処理施設

- ・合併処理浄化槽の整備については、引き続き、設置工事費等を助成する国・県の補助制度を活用するとともに、単独浄化槽や汲み取り便槽からの転換を促進し、普及に努めます。

#### イ 廃棄物処理施設

- ・ごみの適切な分別・処理の徹底に向け、より分かりやすい周知に努めるとともに、企業との連携によるフードドライブや廃食油のリサイクル、ペットボトルの水平リサイクル等により、ごみの減量化、再資源化を推進します。
- ・廃棄物処理施設は、効率的な維持管理及び整備に努め、施設の長寿命化に取り組みます。

#### ウ 火葬場

- ・引き続き計画的な施設整備を行い、施設の長寿命化に努めながら、適切な運営に努めます。

#### エ 消防・防災

- ・消防施設や資機材、消防・救急車両等の計画的な更新整備を行うとともに、消防団員の確保と適正化を図り、地域の安全・安心を守ります。
- ・老朽化の著しい下津消防署については、大規模な地震または風水害の発生時において、下津町地域の防災拠点としての役割を果たせるよう、移転整備を行います。
- ・近隣消防本部との連携・協力を推進するとともに、消防車両の共同運用など、効果的・効率的な消防機能について検討します。
- ・南海トラフ地震を想定した地震・津波対策を引き続き、関係機関と連携して進めるとともに、近年の気候変動に伴い頻発化傾向にある集中豪雨や洪水等の自然災害への備えの充実を図ります。

- ・防災備蓄物資や資機材の計画的な備蓄を進めるとともに、避難所環境の整備や防災設備、災害時の給水設備の整備を推進します。
- ・高齢者や障害のある人など、災害時の避難に支援が必要な方に関し、防災部門、福祉部門、自主防災組織、消防団などが連携し、地域の避難支援体制の充実を図るとともに、防災訓練や研修等に取り組むほか、家庭備蓄の一層の普及を図るための啓発を継続し、地域防災力の向上を図ります。
- ・加茂川など県が管理する河川の改修について、河川整備計画に基づき整備を促進します。
- ・頻発化傾向にある集中豪雨等による浸水被害の低減を図るため、市が管理する河川や排水路等の整備・浚渫により安定した雨水排水を確保します。

オ 公営住宅

- ・市営住宅の長寿命化については、直近の入居率等、需給バランスを踏まえ、必要性を再検証した上で改修工事等を実施します。

カ 公園・緑地

- ・公園・緑地の維持管理について、利用状況等を踏まえ、適切な維持管理に努めます。

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
5 生活環境 の整備	(2)下水処理施設 その他	浄化槽設置整備事業	市	
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	最終処分場整備事業	市	
	(4)火葬場	下津斎場整備事業	市	
	(5)消防施設	消防庁舎等整備事業	市	
		消防用車両整備事業	市	
		消防水利施設整備事業	市	
		消防用資機材整備事業	市	
		消防団施設整備事業	市	
(6)公営住宅	市営住宅等整備事業	市		
(7)過疎地域持続的 発展特別事業				

	環境	下津斎場運営事業	市	火葬業務が円滑に行えるよう運営し、生活環境の利便性の確保を図る。
	防災・防犯	消防庁舎等管理運営事業	市	災害防御の拠点として機能を維持し、地域の安全・安心の確保を図る。
		消防団等管理運営事業	市	消防団員確保と適正化を図り、消防団の機能性及び地域防災力の向上を図る。
		備蓄物資整備事業	市	災害時に備え、必要な物資を備蓄し、災害対応力の強化を図る。
		避難所環境改善事業	市	災害時に備え、避難所環境を整備し、災害対応力の強化を図る。
		防災行政無線整備事業	市	防災行政無線を整備し、災害発生時の速やかな情報伝達や通信の確保を図る。
		避難誘導灯整備事業	市	災害時に備え、避難誘導灯を整備し、災害対応力の強化を図る。
		老朽危険空家除却工事補助事業	市	老朽危険空家の除却に対する補助を行い、安全で快適な住環境の確保を図る。
	(8)その他	防災施設等整備事業	市	
	道路新設改良事業（再掲）	市		
	河川・排水路整備事業	市		
	公園等維持補修事業	市		

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合性

海南市公共施設等総合管理計画の基本目標及び基本原則を踏まえ、令和2年9月に策定した海南市公共施設個別施設計画において、「各施設の状態(劣化・損傷の状況や要因等)、当該施設が果たしている役割、機能、利用状況など施設特有の事項を考慮する必要があります。」と対策の基本的な考え方を定めています。

(3) 計画の事業計画における公共施設等の整備は、上記の対策の基本的な考え方を踏まえて推進するものです。

---

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

---

### (1) 現況と問題点

#### ア 児童福祉

- ・市域全体で保育所・こども園に加え、ファミリーサポートセンターや地域子育て支援センター、学童保育など、子どもの成長段階に応じたサービスの確立と受入れ体制の確保が必要となります。
- ・また、保育ニーズが多様化していることから、延長保育や一時保育等の対応に加え、新たな施策の展開やそれに伴う支援体制の確保が必要となります。
- ・全国的な少子化傾向の中で、下津町地域についても少子化が進行する中、仕事と子育ての両立の不安感や経済的な負担の軽減など、より充実した子育て支援を検討する必要があります。
- ・施設の老朽化が進む中、施設の集約化等を推進する必要があります。

#### イ 高齢者福祉

- ・住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護保険制度の持続可能で安定的な運営を図るとともに、地域包括支援センターを中心に医療や介護、介護予防、生活支援等を担う多様な機関・団体等がつながり、高齢者の生活を支える体制の構築が求められています。

#### ウ 障害者福祉

- ・障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するまちを実現するため、障害のある人の自立及び社会参加の支援等を行う必要があります。

## (2) その対策

### ア 児童福祉

- ・学童保育の待機児童対策に取り組むとともに、保護者が出勤時間を気にせず学童保育を利用できるよう協議を進めます。
- ・保護者の就労や病気、介護などの事情に関係なく、未就園児を保育所等に預けることができる乳児等通園支援事業に取り組みます。
- ・関係機関と協議し、病児保育事業の実施を検討します。
- ・保育ニーズを踏まえ、安定的な保育の提供に取り組むとともに、下津町地域のこども園化など、保育所と幼稚園の統合を検討します。
- ・子育て世帯が安全・安心に公園を利用できるよう、計画的な維持管理等に取り組みます。
- ・子育て世帯の経済的負担を軽減するため、国・県の動向を踏まえつつ、保育所・幼稚園等や小・中学校の給食費無償化を継続します。
- ・経済的理由など家庭環境にかかわらず、確かな学力と学習習慣を身に付けるため、子どもの学習支援を継続します。また、子どもの進学に向けたチャレンジを後押しするため、受験料等の支援を行います。
- ・国の幼児教育・保育の無償化施策の対象となっていない多子世帯の経済的負担を軽減するため、収入や第1子の年齢にかかわらず、第2子以降の保育料の無償化等を検討します。
- ・地域の子育て支援機能の充実を図り、親が親として成長するための学びの機会を提供するとともに、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。
- ・こども食堂等を中心とした、地域の見守り体制との連携に取り組みます。
- ・児童館施設の集約化等に取り組みます。

### イ 高齢者福祉

- ・地域包括ケアシステムの更なる推進と持続可能な介護保険制度の運営に取り組み、医療・介護・介護予防及び生活支援が一体的に提供され、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域づくりに努めます。
- ・介護予防やフレイル予防においては「社会とのつながり」が重要であるため、多様な住民のニーズに応える場の充実とともに、健康アプリを使った健康習慣の定着やフレイル予防の促進に取り組みます。

### ウ 障害者福祉

- ・障害のある人が、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、就労支援や相談体制の充実を図ります。また、障害のある人に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動に努めます。

### (3) 計画

#### 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
6 子育て環 境の確保、高 齢者等の保 健及び福祉 の向上及び 増進	(1)児童福祉施設			
	保育所	保育所施設整備事業	市	
	児童館	児童館整備事業	市	
	その他	学童保育室整備事業	市	
	(2)認定こども園	認定こども園施設整備事業	市	
	(7)市町村保健セン ター	下津保健福祉センター整備事 業	市	
	(8)過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉	学童保育室運営事業	市	保護者が昼間家庭にいない小 学生に居場所を提供し、児童の 健全育成を図る。
		乳児等通園支援事業	市	就労要件を問わず時間単位等 で柔軟に利用できる通園制度 に取り組み、多様な保育ニーズ に対応した保育の確保を図る。
		保育所・こども園運営事業	市	児童の教育・保育を実施し、子 どもの良質な生育環境の確保 を図る。
		給食費無償化事業	市	保育所・幼稚園等や小・中学校 の給食費を無償化し、子育て世 帯の経済的負担の軽減を図る。
子どもの学習支援事業		市	子どもの学力向上と学習習慣 を身に付けるため、学習支援を 実施し、子どもの生活習慣・育 成環境の改善を図る。	
幼児教育・保育無償化事業		市	3歳から5歳児等の保育所・幼 稚園等の保育料を無償化し、子 育て世帯の経済的負担の軽減を 図る。	
子ども医療費助成事業		市	18歳以下の医療費自己負担分 の助成を行い、子育て世帯の経 済的負担の軽減を図る。	
地域子育て支援センター運営 事業	市	子育てや育児不安等について の相談及び支援のほか、交流の 場の提供、育児講座の開催等、 地域の子育て世帯に対する育 児支援を行い、子どもの健やか な育ちを促進する。		

		ファミリーサポートセンター事業	市	子どもの預かり等の支援を受けたい人と支援できる人のマッチングを行い、子育て支援の向上を図る。
	高齢者・障害者福祉	一般介護予防事業	市	多様な住民のニーズに応える場の充実とともに、健康習慣の定着やフレイル予防の促進に取り組み、高齢者の介護予防や重度化防止を図る。
		障害者地域生活支援事業	市	障害者の相談支援・コミュニケーション支援、日常生活用具の給付、移動支援、日中一時支援等を実施し、障害者福祉の向上を図る。
	健康づくり	下津保健福祉センター運営事業	市	施設を安全、快適、清潔に維持管理し、地域福祉や保健活動の充実を図る。

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合性

海南市公共施設等総合管理計画の基本目標及び基本原則を踏まえ、令和2年9月に策定した海南市公共施設個別施設計画において、「各施設の状態(劣化・損傷の状況や要因等)、当該施設が果たしている役割、機能、利用状況など施設特有の事項を考慮する必要があります。」と対策の基本的な考え方を定めています。

(3) 計画の事業計画における公共施設等の整備は、上記の対策の基本的な考え方を踏まえて推進するものです。

---

## 8 教育の振興

---

### (1) 現況と問題点

#### ア 学校教育

- ・子どもたちが逞しく社会を生き抜くため、「知・徳・体」のバランスのとれた育成を目指すとともに、望ましい学習環境を確保するため、必要な整備を計画的に進める必要があります。
- ・本市では、学校教育の充実を図るため、1人1台のタブレット端末やパソコンなど、各種情報機器を活用した学習を展開しており、また、部活動については、本市に適した地域展開の具体策の検討を進めています。
- ・市域全体では、不登校児童・生徒の学校復帰を支援する教育支援センター“ひなた”に通室する児童・生徒が10年間で2倍以上となっています。
- ・下津町地域では、少子化により児童・生徒数は年々減少する見通しであることから、学校統合について検討を進める必要があります。併せて、学校施設の改築や改修、維持補修のほか、洋式トイレの整備等の環境改善を計画的に進めるほか、教育の機会均等を確保するため、生活困窮世帯等の経済的負担の軽減を図る必要があります。
- ・ふるさとへの愛着と誇りを持った子どもたちを育み、将来の地域活力につなぐ必要があります。

#### イ 幼児教育

- ・幼稚園では、幼児が初めて集団生活を送ることから、個々の幼児に即した教育を行っていますが、教育要領において幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が具体的に示されており、幼稚園はその実現に向けて教育を進める必要があります。

#### ウ 生涯学習

- ・公民館活動は概ね認知されているものの、参加者の高齢化や参加意識の変化により、若年層などの新たな参加者の獲得にはつながっていません。
- ・市民交流センターなどの社会教育施設の適切な維持管理を行う必要があります。
- ・社会体育施設は老朽化が進んでおり、施設の早期調査・補修を行い、利用者の安全確保に努めていますが、今後も引き続き、施設の計画的な整備に努め、子どもから高齢者、また、障害の有無にかかわらず、市民誰もが生涯にわたってスポーツを楽しむことができる環境を整えていく必要があります。

## (2) その対策

### ア 学校教育

- ・ I C T教育の充実や外国語活動・英語教育等の充実はもとより、日頃の学習や学校生活全般において児童・生徒にとって魅力ある学校生活を送ることができ、「知・徳・体」がバランスよく育まれる学校教育を推進します。
- ・ 年々増加傾向にある不登校の児童・生徒への対応として、教育相談・支援体制を充実させ、学校へのスムーズな復帰を支援します。
- ・ 部活動の地域展開について、各種団体や地域と連携しつつ、学校や地域の実態に応じ検討を進め、子どもたちが運動・文化芸術活動に親しむ機会の確保に努めます。
- ・ 学校給食を生きた教材として活用するとともに、学校教育指針に基づき、食育を推進します。
- ・ 地域での活動等を通して、身の回りの様々な人や郷土の歴史、文化、暮らしと産業など、優れた教育資源と触れ合う中で、子どもたちが、その良さを学び郷土を誇りに思う心や地域への帰属意識を育みます。
- ・ 学校規模の適正化については、引き続き下津第一中学校と下津第二中学校の統合に向けて取り組み、(仮称)下津中学校を整備します。
- ・ 計画的に学校施設の長寿命化改修や修繕工事を行い、校舎等のLED照明整備やトイレの洋式化のほか、体育館への空調設備の整備に取り組みます。
- ・ 経済的理由など家庭環境により就学が困難な家庭への支援に努めます。

### イ 幼児教育

- ・ 幼児期から運動への意欲を高める体力向上の取組や学校給食を教材とした食に関する正しい知識と望ましい食習慣の獲得を目指す食育の推進等を通じて、子どもの健やかな心身の育成に努めます。

### ウ 生涯学習

- ・ 市民交流センター、公民館などにおいて、市民のライフスタイルにあった魅力ある学習プログラムの提供に努め、幅広い世代の自主的・主体的な学習活動を支援するとともに、誰もが気軽に立ち寄ることができる施設の運営に努めます。
- ・ 市民交流センターや下津図書館、公民館などの施設の計画的な改修を進めるとともに、人と人とのつながりや互いに支え合う場としての機能充実に努めます。
- ・ 市民が安全で快適に文化及びスポーツ活動に取り組めるよう、社会教育施設（文化・スポーツ施設）の適切な整備・維持管理に努めます。
- ・ 人口減少や利用状況等を踏まえ、将来を見据えた施設のあり方について検討します。

### (3) 計画

#### 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考	
8 教育の振 興	(1)学校教育関連施設				
	校舎	学校施設整備事業	市		
	屋内運動場	学校施設整備事業	市		
	屋外運動場	学校施設整備事業	市		
	(2)幼稚園	幼稚園施設整備事業	市		
	(3)集会施設、体育施設等				
	公民館	公民館整備事業	市		
	集会施設	集会所整備事業	市		
		市民交流センター整備事業	市		
	体育施設	体育施設整備事業	市		
	(4)過疎地域持続的 発展特別事業				
	義務教育	教育D X推進事業（再掲）	市	デジタル技術を活用し、児童・生徒の情報活用能力の向上を図る。	
		スクールバス等運行事業	市	遠距離通学している児童等のために、スクールバス等を運行し、通学時の児童等の安全を確保する。	
	教育相談事業	市	子どもや保護者等の相談に応じるとともに、教育支援センターを運営し、教育相談の充実を図る。		
	部活動の地域展開事業	市	部活動指導員等の配置を行い、運動・文化芸術活動の機会を確保する。		
生涯学習・スポーツ	下津町地域公民館活動事業	市	ニーズや地区の実情に応じた学習機会を提供し、学習拠点を確保する。		
	市民交流センター運営事業	市	ニーズや地区の実情に応じた学習機会を提供し、学習拠点を確保する。		
	下津図書館運営事業	市	地域の情報拠点として、学習ニーズに適切に応え、生涯学習を支援し、学習機会を提供し、学習拠点を確保する。		
その他	就学援助事業	市	経済的理由により困窮している世帯に、就学に必要な費用の支援を行い、学習機会を確保する。		

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合性

海南省公共施設等総合管理計画の基本目標及び基本原則を踏まえ、令和2年9月に策定した海南省公共施設個別施設計画において、「各施設の状態(劣化・損傷の状況や要因等)、当該施設が果たしている役割、機能、利用状況など施設特有の事項を考慮する必要があります。」と対策の基本的な考え方を定めています。

(3) 計画の事業計画における公共施設等の整備は、上記の対策の基本的な考え方を踏まえて推進するものです。

---

## 9 集落の整備

---

### (1) 現況と問題点

- ・自治会は、高齢化等による加入率の低下や、役員のなり手不足など、様々な課題に直面しています。
- ・自治会による地域の美化運動、防犯・防災対策、交流イベントなどの取組が進められていますが、行事等の縮小を進めている自治会もあり、地域コミュニティの維持・継続が課題となっています。
- ・人口減少や少子化により、地域の活力が損なわれることから、地域コミュニティの活力維持を図る必要があります。
- ・集落の活力維持を図るため、人口流出の防止、交流人口・関係人口の創出・拡大など、可能な限り、地域の特性と資源を活かしていく必要があります。

### (2) その対策

- ・自治会活動の意義や重要性について、市民の理解を広めつつ、特に、転入者や若い世代の加入を促進します。
- ・自治会連絡協議会を通じて各地区の困りごと等の把握に努め、自治会に対する支援を拡充するなど、持続可能な地域コミュニティづくりに取り組みます。
- ・電子回覧板や電子決済等のデジタルツールについて、課題を抱える自治会の負担軽減策のひとつとして、導入に向けた検討を進めます。
- ・市民の身近な学習拠点である公民館において、各種教室やサークル活動の更なる充実・強化を通して、地域コミュニティの形成を図るとともに、社会福祉協議会との連携により、日常生活の些細な困りごとを地域で支え合う仕組みづくりを推進します。
- ・市民が自主的・主体的に取り組むまちづくり活動を促進することで、地域コミュニティの活力維持を図ります。

### (3) 計画

#### 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	地区集会所新築等補助事業	市	住民が行う地区集会所の新築及び改築等への助成を行い、地域コミュニティの維持を図る。
		自治会活動支援事業	市	自治会活動への加入促進や自治会に対する支援を拡充し、地域コミュニティの維持を図る。
		地域コミュニティDX推進事業（再掲）	市	デジタル技術を活用し、地域コミュニティの課題解決を図る。
		下津町地域公民館活動事業（再掲）	市	ニーズや地区の実情に応じた学習機会を提供し、学習拠点を確保する。
		下津ふるさと振興事業	市	下津町地域の活力維持を図るものであり、地域の連帯や交流人口・関係人口の創出・拡大を図る。

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合性

海南市公共施設等総合管理計画の基本目標及び基本原則を踏まえ、令和2年9月に策定した海南市公共施設個別施設計画において、「各施設の状態(劣化・損傷の状況や要因等)、当該施設が果たしている役割、機能、利用状況など施設特有の事項を考慮する必要があります。」と対策の基本的な考え方を定めています。

(3) 計画の事業計画における公共施設等の整備は、上記の対策の基本的な考え方を踏まえて推進するものです。

## 10 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

- ・文化芸術活動の場を提供するとともに、文化芸術活動団体への支援を実施していますが、更に文化芸術を身近に感じられる環境づくりを行う必要があります。
- ・文化財の所有者や担い手の高齢化、後継者不足といった課題が想定されますが、永く後世に伝えていくため、保護・保存に努め、伝承していく必要があります。

### (2) その対策

- ・下津町総合文化祭など、市民が様々な文化芸術活動に触れ、参加できる機会の確保に取り組むとともに、関係団体の活動の支援に取り組めます。
- ・文化財の保護や所有者への支援を継続するとともに、文化財の所有者や担い手の高齢化、後継者不足など課題の解決に向け、検討を進めていきます。
- ・地域の文化財を積極的に活用し、学校への出前授業や体験教室等を実施するとともに、一般公開をはじめ各種イベントでのパネル展などの実施により、市民が文化財に触れることができる機会の確保に取り組めます。
- ・本市が生んだ偉人の顕彰及び本市で育まれた様々な民俗芸能や伝統行事などの保存・継承を通じて、歴史・文化遺産に対する意識の向上と郷土への誇りや愛着の醸成に取り組めます。

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
10 地域文化 の振興等	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 地域文化振興	下津総合文化振興事業	市	下津町地域の文化・芸術活動を維持するものであり、文化活動の発表及び鑑賞する機会を提供し、地域文化の振興を図る。
		指定文化財保護事業	市	文化財の有効な活用を通して、貴重な歴史・文化遺産を保護する。

---

## 11 地球温暖化対策の推進

---

### (1) 現況と問題点

- ・地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガス排出量の削減に資する取組を進める必要があります。
- ・下津町地域においても、公共施設のLED照明の整備等を推進する必要があります。

### (2) その対策

- ・地球温暖化対策実行計画に基づき、引き続き、公共施設のLED照明の整備等を推進します。

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
11 地球温暖 化対策の推 進	(1)地球温暖化対策	温室効果ガス排出量削減事業	市	

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合性

海南市公共施設等総合管理計画の基本目標及び基本原則を踏まえ、令和2年9月に策定した海南市公共施設個別施設計画において、「各施設の状態(劣化・損傷の状況や要因等)、当該施設が果たしている役割、機能、利用状況など施設特有の事項を考慮する必要があります。」と対策の基本的な考え方を定めています。

(3) 計画の事業計画における公共施設等の整備は、上記の対策の基本的な考え方を踏まえて推進するものです。

事業計画（令和8年度～12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1 移住・定 住・地域間交 流の促進、人 材育成	(4)過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住	新卒就職マッチング事業	市	若年層に対して地元企業等の 情報を発信し、地元企業等への 就職促進及び定住人口の増加 を図る。
		市内企業就職促進事業	市	奨学金を借り入れた学生に対 し、地元産業界と協力して返還 を支援し、地元企業等への就職 促進及び定住人口の増加を図 る。
		移住定住促進事業	市	都市部から本市へ移住する者 に対し、補助、支援を行い、移 住・定住を促進する。
		シティプロモーション推進事 業	市	本市の魅力や「住みやすさ」を 積極的に情報発信し、移住・定 住の促進、交流人口・関係人口 の創出・拡大を図る。
		空家リフォーム工事補助事業	市	市外から移住し、居住目的で空 家のリフォーム工事を行う場 合の費用を補助し、空家の利活 用及び移住・定住を促進する。
		空き家バンク事業	市	空家の所有者と利用希望者の マッチングを行い、移住・定住 を促進する。
	その他	地域おこし協力隊事業	市	移住して地域協力活動を行う 方を募集し、移住・定住者の増 加を図る。
		みかん・お菓子の振興事業	市	歴史的・文化的資源を広く発信 し、交流人口・関係人口の創出・ 拡大を図る。
2 産業の振 興	(10)過疎地域持続的 発展特別事業 第1次産業	新規就農者支援事業	市	新規農業参入者のサポートに 努め、農業経営を支援し、後継 者・担い手不足の解消を図る。
		新規漁業就業者支援事業	市	新規漁業就業者の初期投資の 負担を軽減し、定着するよう支 援し、後継者・担い手不足の解 消を図る。
		農地中間管理事業	市	農地の借り手と貸し手のマッ チングを行い、農地の利用促進 及び耕作放棄地の減少を図る。

		農業遺産推進事業	市	世界農業遺産・日本農業遺産の認定を契機にPRを行い、販路の拡大、販売価格の向上を図る。
		地域ブランド推進事業	市	生産者・出荷組合等の農業関係者が行う主要市場でのPR活動に対する補助を行い、しもつまかんの知名度を上げ、消費拡大を図る。
		スマート農業推進事業	市	ICTやロボット技術等を活用し、農業の効率化・省力化によるコスト削減や生産力向上を図る。
		有害鳥獣対策事業	市	有害鳥獣の捕獲に取り組むとともに、狩猟免許取得費用や防護柵の購入費用に対する補助を行い、農作物被害の軽減を図る。
	商工業・6次産業化	中小企業設備投資促進事業	市	新たな設備の取得に係る経費の一部を補助し、中小企業の生産性向上と経営基盤の安定化を図る。
		創業支援事業	市	希望者に支援を行い、創業件数増加と事業を継続的なものとし、地域経済の活性化及び雇用の創出を図る。
		店舗リフォーム工事補助事業	市	店舗のリフォームに対する補助を行い、市内の小売店やサービス事業者等の集客力の強化や職場環境の向上を図る。
	観光	道の駅運営事業	市	特産品や観光資源を活かして人を呼び込み、地域経済の活性化及び交流人口・関係人口の創出を図る。
		みかん・お菓子の振興事業（再掲）	市	歴史的・文化的資源を広く発信し、交流人口・関係人口の創出を図る。
	企業誘致	企業立地促進事業	市	市内に施設を新設等する事業者に対し、助成を行い、本市における企業の立地及び事業規模の拡大並びに雇用の促進を図る。

3 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業 デジタル技術活用	スマート窓口推進事業	市	デジタル技術の活用により、窓口サービスの利便性向上を図る。
		行政手続オンライン化推進事業	市	汎用的電子申請システム等を活用した行政手続のオンライン化を推進し、行政手続に係る市民の利便性向上を図る。
		情報セキュリティ対策事業	市	市民の財産とプライバシー等を守るとともに安定した行政運営を行うため、情報セキュリティ研修及び外部監査を実施し、情報セキュリティ対策の充実を図る。
		デジタルディバイド対策事業	市	デジタル技術に不慣れな高齢者等を対象にスマートフォンの操作方法等に関する教室等を実施し、情報格差の解消を図る。
		教育D X推進事業	市	デジタル技術を活用し、児童・生徒の情報活用能力の向上を図る。
		スマート農業推進事業（再掲）	市	I C Tやロボット技術等を活用し、農業の効率化・省力化によるコスト削減や生産力向上を図る。
		地域コミュニティD X推進事業	市	デジタル技術を活用し、地域コミュニティの課題解決を図る。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	地域公共交通協議会事業	市	コミュニティバスの運行を行い、公共交通空白地域に居住する住民の移動手段を確保する。
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業 環境	下津斎場運営事業	市	火葬業務が円滑に行えるよう運営し、生活環境の利便性の確保を図る。
		防災・防犯	消防庁舎等管理運営事業	市

		消防団等管理運営事業	市	消防団員確保と適正化を図り、消防団の機能性及び地域防災力の向上を図る。
		備蓄物資整備事業	市	災害時に備え、必要な物資を備蓄し、災害対応力の強化を図る。
		避難所環境改善事業	市	災害時に備え、避難所環境を整備し、災害対応力の強化を図る。
		防災行政無線整備事業	市	防災行政無線を整備し、災害発生時の速やかな情報伝達や通信の確保を図る。
		避難誘導灯整備事業	市	災害時に備え、避難誘導灯を整備し、災害対応力の強化を図る。
		老朽危険空家除却工事補助事業	市	老朽危険空家の除却に対する補助を行い、安全で快適な住環境の確保を図る。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	学童保育室運営事業	市	保護者が昼間家庭にいない小学生に居場所を提供し、児童の健全育成を図る。
		乳児等通園支援事業	市	就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園制度に取り組み、多様な保育ニーズに対応した保育の確保を図る。
		保育所・こども園運営事業	市	児童の教育・保育を実施し、子どもの良質な生育環境の確保を図る。
		給食費無償化事業	市	保育所・幼稚園等や小・中学校の給食費を無償化し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。
		子どもの学習支援事業	市	子どもの学力向上と学習習慣を身に付けるため、学習支援を実施し、子どもの生活習慣・育成環境の改善を図る。
		幼児教育・保育無償化事業	市	3歳から5歳児等の保育所・幼稚園等の保育料を無償化し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。
		子ども医療費助成事業	市	18歳以下の医療費自己負担分の助成を行い、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。

		地域子育て支援センター運営事業	市	子育てや育児不安等についての相談及び支援のほか、交流の場の提供、育児講座の開催等、地域の子育て世帯に対する育児支援を行い、子どもの健やかな育ちを促進する。
		ファミリーサポートセンター事業	市	子どもの預かり等の支援を受けたい人と支援できる人のマッチングを行い、子育て支援の向上を図る。
	高齢者・障害者福祉	一般介護予防事業	市	多様な住民のニーズに応える場の充実とともに、健康習慣の定着やフレイル予防の促進に取り組み、高齢者の介護予防や重度化防止を図る。
		障害者地域生活支援事業	市	障害者の相談支援・コミュニケーション支援、日常生活用具の給付、移動支援、日中一時支援等を実施し、障害者福祉の向上を図る。
	健康づくり	下津保健福祉センター運営事業	市	施設を安全、快適、清潔に維持管理し、地域福祉や保健活動の充実を図る。
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	教育DX推進事業（再掲）	市	デジタル技術を活用し、児童・生徒の情報活用能力の向上を図る。
		スクールバス等運行事業	市	遠距離通学している児童等のために、スクールバス等を運行し、通学時の児童等の安全を確保する。
		教育相談事業	市	子どもや保護者等の相談に応じるとともに、教育支援センターを運営し、教育相談の充実を図る。
		部活動の地域展開事業	市	部活動指導員等の配置を行い、運動・文化芸術活動の機会を確保する。
	生涯学習・スポーツ	下津町地域公民館活動事業	市	ニーズや地区の実情に応じた学習機会を提供し、学習拠点を確保する。
		市民交流センター運営事業	市	ニーズや地区の実情に応じた学習機会を提供し、学習拠点を確保する。

	その他	下津図書館運営事業	市	地域の情報拠点として、学習ニーズに適切に応え、生涯学習を支援し、学習機会を提供し、学習拠点を確保する。
		就学援助事業	市	経済的理由により困窮している世帯に、就学に必要な費用の支援を行い、学習機会を確保する。
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	地区集会所新築等補助事業	市	住民が行う地区集会所の新築及び改築等への助成を行い、地域コミュニティの維持を図る。
		自治会活動支援事業	市	自治会活動への加入促進や自治会に対する支援を拡充し、地域コミュニティの維持を図る。
		地域コミュニティDX推進事業（再掲）	市	デジタル技術を活用し、地域コミュニティの課題解決を図る。
		下津町地域公民館活動事業（再掲）	市	ニーズや地区の実情に応じた学習機会を提供し、学習拠点を確保する。
		下津ふるさと振興事業	市	下津町地域の活力維持を図るものであり、地域の連帯や交流人口・関係人口の創出・拡大を図る。
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	下津総合文化振興事業	市	下津町地域の文化・芸術活動を維持するものであり、文化活動の発表及び鑑賞する機会を提供し、地域文化の振興を図る。
		指定文化財保護事業	市	文化財の有効な活用を通して、貴重な歴史・文化遺産を保護する。